

平成二十年法律第五十八号

生物多様性基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 生物多様性戦略(第十一条—第十三条)

第三章 基本的施策

第一節 国の施策(第十四条—第二十六条)

第二節 地方公共団体の施策(第二十七条—第三十一条)

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我々は、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたって享受できるように、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたって享受できる持続可能な社会の実現に

向けた新たな一歩を踏み出さなければならぬ。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の基本理念のつとより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種類間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたさない方法(以下「持続可能な方法」という。)により生物の多様性の構成要素を利用すること(基本原則)

第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に

影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。

3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことにより成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業者等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則(以下「基本原則」という。)のつとより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本原則のつとより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本原則のつとより、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

(国民及び民間の団体の責務)

第七条 国民は、基本原則のつとより、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 国民及び民間の団体は、基本原則のつとより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(施策の有機的な連携への配慮)

第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 生物多様性戦略

(生物多様性国家戦略の策定等)

第十一条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。

2 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針

2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に

二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に
関する目標

三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に
関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき
施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性
の保全及び持続可能な利用に関する施策を総
合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成
し、閣議の決定を求めなければならない。

四 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国
家戦略の案を作成しようとするときは、あらか
じめ、インターネットの利用その他の適切な方
法により、国民の意見を反映させるために必要
な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意
見を聴かなければならない。

五 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定
があったときは、遅滞なく、生物多様性国家戦
略を公表しなければならない。

六 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更
について準用する。

第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第
十五条第一項に規定する環境基本計画（次項に
おいて単に「環境基本計画」という。）を基本
として策定するものとする。

二 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の
国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能
な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本
とするものとする。

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国
家戦略を基本として、単独で又は共同して、当
該都道府県又は市町村の区域内における生物の
多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本
的な計画（以下「生物多様性地域戦略」とい
う。）を定めるよう努めなければならない。

二 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項につ
いて定めるものとする。

一 生物多様性地域戦略の対象とする区域

二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続
可能な利用に関する目標

三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続
可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ず
べき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性
の保全及び持続可能な利用に関する施策を総
合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略
を策定したときは、遅滞なく、これを公表する
とともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略
の写しを送付しなければならない。

四 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更に
ついて準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全
を図るため、我が国の自然環境を代表する自然
的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は
生育地として重要な地域等の生物の多様性の保
全上重要と認められる地域の保全、過去に損な
われた生態系の再生その他の必要な措置を講ず
るものとする。

二 国は、農林水産業その他の人の活動により特
有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保
全を図るため、地域の自然的社会的条件に
応じて当該地域を継続的に保全するための仕組み
構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

三 国は、生物の多様性の保全上重要と認められ
る地域について、地域間の生物の移動その他の
有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域
を一体的に保全するために必要な措置を講ずる
ものとする。

第十五条 国は、野生生物の種の多様性の保全を
図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把
握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれ
があることその他の野生生物の種が置かれてい
る状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全
捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のた
めの事業その他の必要な措置を講ずるものとす
る。

二 国は、野生生物が生息系、生活環境又は農林
水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合に
は、生息環境又は生育環境の保全、被害の防
除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずる
ものとする。

第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそ
れがある外来生物、遺伝子組換え生物等につ
いて、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必
要な措置を講ずるものとする。

二 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがあ
る化学物質について、製造等の規制その他の必
要な措置を講ずるものとする。

第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社
会の健全な発展に不可欠であることにかんが
み、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の
生態系を損なわないよう配慮された国土の適切
な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をも
たらさないよう配慮された自然資源の適切な利
用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよ
う必要な措置を講ずるものとする。

第十八条 国は、生物資源の有効性にかんがみ、
農林水産業、工業その他の分野においてその適
正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつ
つ、生物資源を有効に活用するための研究及び
技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保
存の推進その他の必要な措置を講ずるものとす
る。

第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料
の利用、エコリズム、有機農業その他の事
業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低
減するための取組を促進するために必要な措置
を講ずるものとする。

二 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又
は役務を選択することにより、生物の多様性に
配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動
に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公
開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性
についての理解の増進その他の必要な措置を講
ずるものとする。

第二十條 国は、生物の多様性の保全及び持続可
能な利用が地球温暖化の防止等に資すること
を踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定し
ている森林、里山、草原、湿原等を保全すると
ともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全す
るために必要な管理が促進されるようバイオマ
スの利用の推進その他の必要な措置を講ずるも
のとする。

第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続
可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び
実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を
図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、
民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能
な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様
な主体と連携し、及び協働するよう努めるもの
とする。

二 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利
用に関する政策形成に民意を反映し、その過程
の公正性及び透明性を確保するため、事業者、
民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能
な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様
な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で
政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとす
る。

三 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生
物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにそ
の維持及び保全のための活動その他の生物の多
様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的
な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるも
のとする。

二十二条 国は、生物の多様性の保全及び持続
可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び
実施するため、生物の多様性の状況の把握及び
監視等の生物の多様性に関する調査の実施並び
に調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収
集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の
必要な措置を講ずるものとする。

二 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総
合的に評価するため、適切な指標の開発その他
の必要な措置を講ずるものとする。

（科学技術の振興）

第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技
術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把
握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及
びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研
究者の養成その他の必要な措置を講ずるものと
する。

（国民の理解の増進）

第二十四条 国は、学校教育及び社会教育におけ
る生物の多様性に関する教育の推進、専門的な
知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の
充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等
により国民の生物の多様性についての理解を深
めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業計画の立案の段階等での生物の多様性に
係る環境影響評価の推進）

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を
保つことにより成り立っており、一度損なわれ
た生物の多様性を再生することが困難である
ことから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の

な主体と連携し、及び協働するよう努めるもの
とする。

二 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利
用に関する政策形成に民意を反映し、その過程
の公正性及び透明性を確保するため、事業者、
民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能
な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様
な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で
政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとす
る。

三 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生
物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにそ
の維持及び保全のための活動その他の生物の多
様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的
な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるも
のとする。

（調査等の推進）

二十二条 国は、生物の多様性の保全及び持続
可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び
実施するため、生物の多様性の状況の把握及び
監視等の生物の多様性に関する調査の実施並び
に調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収
集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の
必要な措置を講ずるものとする。

二 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総
合的に評価するため、適切な指標の開発その他
の必要な措置を講ずるものとする。

（科学技術の振興）

第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技
術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把
握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及
びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研
究者の養成その他の必要な措置を講ずるものと
する。

（国民の理解の増進）

第二十四条 国は、学校教育及び社会教育におけ
る生物の多様性に関する教育の推進、専門的な
知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の
充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等
により国民の生物の多様性についての理解を深
めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業計画の立案の段階等での生物の多様性に
係る環境影響評価の推進）

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を
保つことにより成り立っており、一度損なわれ
た生物の多様性を再生することが困難である
ことから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の

実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

（国際的な連携の確保及び国際協力の推進）

第二十六条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討）

第二条 政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。